

東久留米市の国民健康保険に加入されている皆様

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の届出について(お知らせ)

東久留米市の国民健康保険に加入されている方が出産する予定または出産した場合、産前産後期間の国民健康保険税を軽減します。

【対象者】

東久留米市の国民健康保険に加入されている方で、令和5年11月1日以降に出産した方または妊娠85日以降に出産する予定の方(死産、流産、人工妊娠中絶及び早産を含む)

【軽減の内容】

・単胎妊娠の場合

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間の所得割額及び均等割額を減額します。

(例)

出産予定日または出産日が9月の場合

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



8月～11月までの4か月分を減額

・多胎妊娠の場合

出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の所得割額及び均等割額を減額します。

(例)

出産予定日または出産日が7月の場合

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



4月～9月までの6か月分を減額

【届出方法】

次の書類を用意し、下記提出先までお持ちいただくか、届出書に写しを添付して郵送してください。

- ① 母子健康手帳など、出産予定日や多胎妊娠を確認することができる書類
- ② 世帯主及び対象となる方のマイナンバー確認書類(マイナンバーカードなど)
- ③ 手続きする方の身元確認書類(運転免許証など)

出産予定日の6か月前から届出することができます。出産後の届出も可能です。

なお、届出書は右の二次元バーコードからダウンロードすることができます。



●提出先 及び お問い合わせ先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 保険年金課 国民健康保険係 (市役所本庁舎1階)

電話:042-470-7733